

# 第163回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年6月23日（月曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

## 開催場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
日比谷三井タワー8階  
日比谷三井カンファレンス  
ROOM1+2

## 議案

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

### ご案内

「招集ご通知」の全文は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて公開しております。

書面交付請求をなされていない株主様には電子提供措置事項の一部を抜粋した書面をお送りしておりますので、参照するページ数等に相違がある場合がございます。

# 株主の皆様へ



代表取締役社長  
川崎 淳

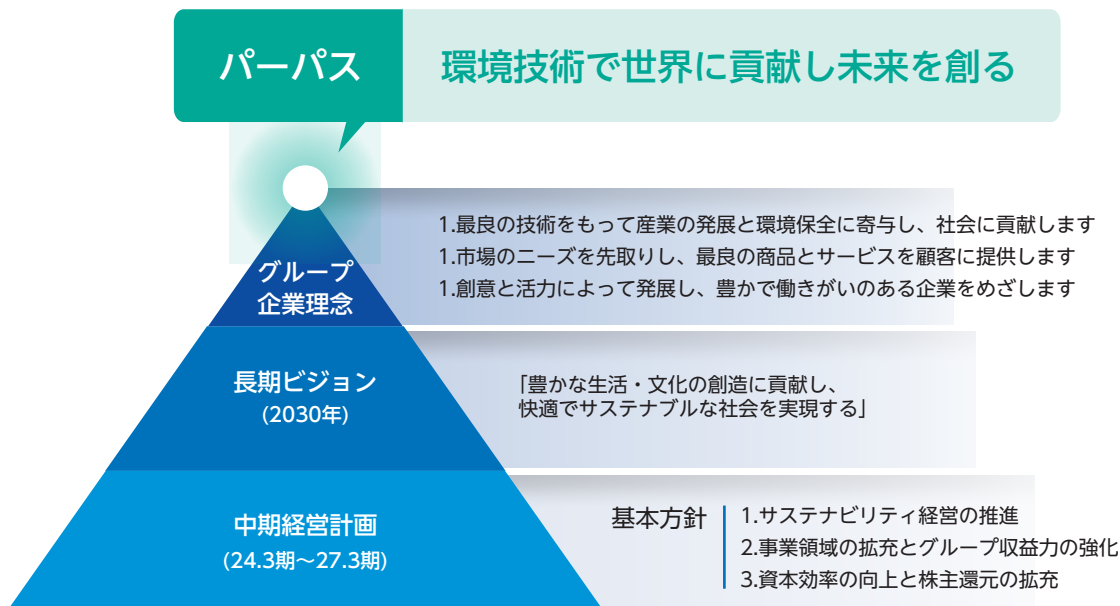
株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第163回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。おかげさまで、当社は2025年8月に創業120周年を迎えます。これもひとえに株主の皆様、お客様、協力会社のご支援の賜物と、心から感謝申し上げます。

当社は創業以来培ってきた技術とサービスを強みにして、産業の発展と地球環境問題の解決に貢献してまいりました。中期経営計画の2年目となる2025年3月期は、水環境事業は国内水インフラの更新需要が堅調であり、産業事業も化学、ライフサイエンス、環境分野が好況であったことから、受注高、売上高、営業利益および経常利益ともに過去最高を記録しました。

私たちは「環境技術で世界に貢献し未来を創る」というパーパスのもと、豊かな生活・文化の創造に貢献し、快適でサステナブルな社会の実現に取り組むことで、企業価値の向上を図ってまいります。

今後とも皆様のより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



# 招集ご通知

株主の皆様へ

証券コード 6332  
2025年6月2日  
(電子提供措置の開始日2025年5月23日)

東京都中央区晴海三丁目5番1号  
**月島ホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 川崎 淳

## 第163回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第163回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第163回定時株主総会招集ご通知」および「第163回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tsk-g.co.jp/ir/stockholder/meeting/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「月島ホールディングス」または証券「コード」に「6332」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月20日（金曜日）午後5時5分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2025 年 6 月 23 日 (月曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
<b>2 場 所</b>	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー 8階 日比谷三井カンファレンス ROOM 1+2 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第163期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件 2. 第163期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類 の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

## 当日ご出席されない場合の議決権行使についてのご案内

### ●書面(郵送)による議決権行使の場合



この「招集ご通知」とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月20日（金曜日）午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ●インターネット等による議決権行使の場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）を通じて2025年6月20日（金曜日）午後5時5分までにご行きますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後掲5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

機関投資家の皆様には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

#### その他の招集に関する事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながらこの「招集ご通知」とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合、代理人は当社の議決権を有する株主に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト（前掲2頁をご参照ください。）にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 手話通訳をご希望の方は6月19日(木)までに、車イスでのご来場をご希望の方は（当日係の者がご案内しますので）6月20日（金）までに下記ウェブサイトからお申込みください。  
<https://www.tsk-g.co.jp/inquiry/>

#### その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイト（前掲2頁をご参照ください。）にアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることになりました。電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として、お送りする書面には含まれておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ▶ 「会社の体制および方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です（毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます）。

**【議決権行使ウェブサイト】**

**<https://evote.tr.mufg.jp/>**

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。  
また、スマートフォンにて議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインID・パスワードをご入力することなく、議決権行使ウェブサイトにごログインいただけます。
- (3) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権の行使は、2025年6月20日（金曜日）午後5時5分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

### 2. パスワードの取り扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

### 3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の指名を行うに当たっては、社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する見識、経験、能力を有する人物を指名しております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 <small>かわさき じゅん</small> 川崎 淳 (男性)	代表取締役社長社長執行役員	100% (13回/13回)
2	再任 <small>たかの とおる</small> 高野 亨 (男性)	代表取締役副社長副社長執行役員 最高財務責任者（CFO）	100% (13回/13回)
3	再任 <small>ふくざわ よしゆき</small> 福沢 義之 (男性)	取締役 月島機械株式会社 代表取締役社長社長執行役員	100% (13回/13回)
4	再任 <small>たかとり けいた</small> 鷹取 啓太 (男性)	取締役 月島JFEアクアソリューション株式会社 代表取締役社長社長執行役員	100% (13回/13回)
5	再任 <small>ますだ のぶや</small> 増田 暢也 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外 独立</span>	社外取締役	100% (13回/13回)
6	再任 <small>しむら なおこ</small> 志村 直子 (女性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span>	社外取締役	100% (13回/13回)
7	新任 <small>たなか たつや</small> 田中 達也 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外 独立</span>	—	—
8	新任 <small>わだ とくや</small> 和田 篤也 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外 独立</span>	—	—

(注)上記の取締役会への出席状況に記載の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。



かわ さき じゅん  
**川 崎 淳**

(1971年7月29日生)

男性

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

60,500株

### ● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年4月 当社入社
- 2006年1月 当社秘書室長
- 2010年4月 当社総務人事部長
- 2014年4月 当社経営企画部長
- 2015年4月 当社執行役員
- 2017年4月 当社常務執行役員 当社企画・管理本部副本部長
- 2019年4月 当社経営統括本部長
- 2019年6月 当社取締役
- 2020年5月 プライミクスホールディングス株式会社代表取締役社長  
プライミクス株式会社代表取締役社長
- 2021年4月 当社取締役専務執行役員
- 2022年4月 当社代表取締役専務執行役員
- 2022年6月 プライミクス株式会社代表取締役会長  
月島環境エンジニアリング株式会社代表取締役会長
- 2023年4月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

### 【取締役候補者とした理由】

業務改革ならびに人事、経営企画等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有し、当社の管理部門全体の責任者として経営品質の向上に努めてまいりました。また、M&Aや不動産開発など、当社グループの成長戦略を推進してまいりました。2023年4月より、持株会社体制の下、当社代表取締役社長として、当社グループの経営トップとしてその手腕を発揮しており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。





たかの とおる  
**高野 亨**  
(1966年11月17日生)

男性

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数  
38,000株

### ● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年4月 千代田化工建設株式会社入社
- 2001年7月 当社入社
- 2004年7月 当社経営企画部長
- 2007年12月 当社社長室長
- 2008年10月 当社財務部長
- 2010年4月 当社執行役員
- 2017年4月 当社常務執行役員  
当社企画・管理本部副本部長
- 2021年4月 当社専務執行役員  
当社経営統括本部長
- 2022年4月 当社経営統括本部財務部長
- 2022年6月 当社取締役常務執行役員
- 2023年4月 当社取締役専務執行役員  
当社最高財務責任者（CFO）（現任）
- 2024年4月 当社取締役副社長副社長執行役員
- 2025年4月 当社代表取締役副社長副社長執行役員（現任）

### 【取締役候補者とした理由】

経営企画ならびに財務、総務人事等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有しております。2023年4月より、持株会社体制の下、CFOとしてグループ全体の経営管理にその手腕を発揮しており、また、2025年4月より、当社代表取締役副社長として、当社グループの企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



ふく ざわ よし ゆき  
**福 沢 義 之**

(1964年7月15日生)

男性

再任

3

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

59,200株

#### ● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年4月 当社入社
- 2004年7月 当社研究開発部長
- 2006年4月 当社ソリューション技術部長
- 2013年4月 当社執行役員
- 2017年4月 当社常務執行役員  
当社水環境事業本部副本部長
- 2018年4月 当社開発本部長
- 2019年4月 当社産業事業本部副本部長  
当社調達管理本部副本部長
- 2019年6月 当社取締役
- 2020年4月 当社代表取締役社長社長執行役員
- 2023年4月 当社取締役（現任）  
月島機械株式会社  
代表取締役社長社長執行役員（現任）

#### 【取締役候補者とした理由】

研究開発ならびにプラント計画・設計等、豊富な経験と実績を有し、当社技術部門の業務執行責任者として取締役の職責を果たし、2020年4月より当社代表取締役社長を務めてまいりました。2023年4月より、持株会社体制の下、産業事業を承継した月島機械株式会社の代表取締役社長に就任しており、経営トップとしての手腕を発揮し、同社の立て直しに尽力するとともに、当社グループの企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



たか とり けい た  
**鷹 取 啓 太**

(1965年7月29日生)

男性

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数  
69,200株

#### ● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2004年7月 当社環境事業部長
- 2007年6月 寒川ウォーターサービス株式会社代表取締役
- 2008年10月 当社経営企画部長
- 2009年6月 当社執行役員
- 2014年12月 尾張ウォーター&エナジー株式会社代表取締役
- 2017年4月 当社常務執行役員  
当社水環境事業本部副本部長
- 2018年4月 当社水環境事業本部長
- 2018年6月 当社取締役
- 2019年4月 当社代表取締役専務執行役員
- 2022年12月 当社社長特命担当（水環境事業統合委員長）
- 2023年4月 当社取締役（現任）  
月島アクアソリューション株式会社  
（現月島JFEアクアソリューション株式会社）  
代表取締役社長社長執行役員（現任）

#### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の水環境事業の責任者として、国内のみならず海外ビジネスにおいても積極的な拡大を推進し、同事業の発展を図ってまいりました。また、経営企画部門の責任者を歴任するなど、経営に関する豊富な経験と実績を有しております。2023年4月より、持株会社体制の下、水環境事業を承継した月島アクアソリューション株式会社（現月島JFEアクアソリューション株式会社）の代表取締役社長に就任しており、経営トップとしての手腕を発揮し、当社グループの企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



ます だ のぶ や  
**増田 暢也**

(1947年10月30日生)

男性

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

一株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 東京地方検察庁検事  
 2001年11月 最高検察庁検事  
 2002年8月 法務省入国管理局長  
 2004年9月 最高検察庁公判部長  
 2006年8月 千葉地方検察庁検事正  
 2008年7月 横浜地方検察庁検事正  
 2009年1月 仙台高等検察庁検事長  
 2012年3月 中央更生保護審査会委員  
 2018年10月 増田法律事務所 代表（現任）  
 2022年6月 当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長年にわたる検察官としての高度の法律知識、組織運営全般に関する豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営の透明性、客観性を高める適切な助言をいただいております。今後も当社グループの経営に対し高い見識からの適切な助言を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。



しむら なお こ  
**志村直子**

(1974年6月5日生)

女性

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数  
一株

#### ● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1999年4月 弁護士登録  
西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
- 2005年4月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2008年1月 西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー弁護士（現任）
- 2016年5月 株式会社旅工房 社外監査役
- 2018年6月 株式会社ミクシィ 社外取締役
- 2018年9月 一橋大学大学院法学研究科  
ビジネスロー専攻 非常勤講師（現任）
- 2019年6月 日本信号株式会社 社外監査役
- 2023年6月 当社社外取締役（現任）
- 2025年3月 ネクセラファーマ株式会社 社外取締役（現任）

#### 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

弁護士として企業法務に精通し、当社グループの経営の透明性、客観性を高める有益な指摘や意見をいただいております。今後も当社グループの経営に対し高い見識からの適切な助言を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。



た なか たつ や  
**田 中 達 也**

(1956年9月11日生)

男性

新任

社外取締役候補者

所有する当社の株式数  
一株

#### ● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 富士通株式会社入社
- 2005年4月 富士通（中国）情報システム有限公司 董事兼副総経理
- 2012年4月 富士通株式会社 執行役員 産業ビジネス本部長
- 2013年5月 同社 産業・流通営業グループ産業ビジネス本部長
- 2014年4月 同社 執行役員常務 Asiaリージョン長
- 2015年1月 同社 執行役員副社長 Asiaリージョン長
- 2015年2月 同社 執行役員副社長
- 2015年6月 同社 代表取締役社長
- 2019年6月 同社 取締役会長
- 2020年4月 株式会社富士通マーケティング 取締役会長
- 2020年10月 富士通Japan株式会社 取締役会長
- 2021年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 社外取締役(現任)
- 2022年4月 富士通Japan株式会社 シニアアドバイザー
- 2022年12月 当社顧問(現任)
- 2023年6月 UBE株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
- 2023年7月 朝日生命保険相互会社 社外取締役 (現任)

#### 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見、企業経営に関する高い見識からの適切な助言をいただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



わだ とく や  
和田 篤也

(1963年5月5日生)

男性

新任

社外取締役候補者

所有する当社の株式数

一株

### ● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 環境庁（現環境省）入庁
- 2012年9月 環境省 地球環境局地球温暖化対策課長
- 2014年7月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長
- 2016年6月 環境省 大臣官房参事官（指定廃棄物対策担当）
- 2017年7月 環境省 環境再生・資源循環局総務課長
- 2018年4月 環境省 大臣官房審議官
- 2018年7月 環境省 大臣官房政策立案総括審議官
- 2020年7月 環境省 総合環境政策統括官
- 2022年7月 環境省 環境事務次官
- 2024年7月 環境省 顧問（現任）

### 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

地球温暖化対策をはじめとする環境政策の第一人者としての知見をもとに、当社グループの環境経営に対して有益な指摘や意見等、当社グループの経営に対して高い見識からの適切な助言を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 増田暢也、志村直子、田中達也および和田篤也の4氏は、社外取締役候補者であります。
  - 増田暢也および志村直子の両氏の在任期間は本総会終結の時をもって、増田暢也氏は3年、志村直子氏は2年となります。
  - 増田暢也、田中達也、和田篤也の3氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。当社は、増田暢也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、田中達也および和田篤也の両氏が取締役役に就任した場合、両氏を独立役員として届け出る予定です。
  - 当社は、増田暢也および志村直子の両氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、田中達也および和田篤也の両氏が取締役役に就任した場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結予定であります。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各取締役候補者が、取締役役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
  - 志村直子氏が社外監査役として在任していた株式会社施工の2020年3月期決算発表延期および過年度決算訂正に係る同社法人営業部門の従業員による不正行為ならびに2022年3月期第3四半期決算発表延期および過年度決算訂正に係る同社グローバル・アライアンス部門における不適切な取引に関して、同氏は当該事実を認識しておりませんが、日頃から法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起をしておりました。また、当該事実の判明後は、再発防止のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしておりました。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役尾内正道および塚野英博の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の指名を行うに当たっては、社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で指名しております。



きつ かわ たかし

吉川 孝

(1958年4月18日生)

男性

新任

監査役候補者

所有する当社の株式数

45,600株

### ● 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
- 2002年6月 当社人事部長
- 2006年4月 当社執行役員
- 2009年6月 当社取締役執行役員
- 2009年10月 当社管理本部副本部長、産業事業副本部長
- 2010年4月 当社産業事業本部長
- 2013年4月 当社取締役常務執行役員
- 2013年6月 月島マシンスールズ株式会社（現月島機械株式会社）  
取締役会長
- 2015年6月 同社 代表取締役社長
- 2016年4月 当社取締役
- 2019年6月 サンエコサーマル株式会社 代表取締役社長
- 2020年4月 当社常務執行役員 産業事業本部室蘭工場長  
サンエコサーマル株式会社 代表取締役会長
- 2021年4月 当社常務執行役員 調達本部室蘭工場長
- 2023年4月 月島機械株式会社取締役常務執行役員（現任）  
室蘭工場担当（現任）、室蘭工場長

### 【監査役候補者とした理由】

当社管理本部ならびに産業事業本部の業務執行に加え、長年、多くの当社グループ会社の経営を指揮してまいりました。また、当社主要工場長を歴任し、ものづくりの現場にて陣頭指揮にあたってまいりました。これらの経験と実績を監査に生かしたく、監査役としての選任をお願いするものであります。





2

きた がた ひろ き  
**北方宏樹**

(1961年11月11日生)

男性

新任

社外監査役候補者

所有する当社の株式数

一株

### ● 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1986年10月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
2001年7月 有限責任監査法人トーマツ パートナー  
2010年7月 日本公認会計士協会理事  
2013年7月 日本公認会計士協会常務理事（現任）  
2022年6月 日本公認会計士協会東京会副会長（現任）

### 【社外監査役候補者とした理由】

公認会計士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識と豊富な知見に基づき、社外監査役として透明性の高い公正な経営監視に向け有益な指摘や意見を述べるなど職責を果たしていただけることを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 北方宏樹氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 北方宏樹氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定としております。  
4. 当社は、吉川孝、北方宏樹の両氏が監査役に就任した場合、両氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各監査役候補者が、監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



こばやし まさと  
**小林 雅人**

(1960年4月5日生)

男性

所有する当社の株式数

一株

#### ● 略歴および重要な兼職の状況

- 1986年4月 司法修習修了・弁護士登録  
湯浅・原法律特許事務所弁護士
- 1997年2月 日本オラクル株式会社社外監査役
- 1997年7月 平川・佐藤・小林法律事務所パートナー弁護士
- 2003年2月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 2020年1月 当社社外監査役
- 2020年6月 株式会社イーブックイニシアティブジャパン社外取締役
- 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム社外監査役（現任）
- 2021年3月 三井海洋開発株式会社社外取締役（現任）

#### 【補欠監査役候補者とした理由】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待し、補欠監査役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 小林雅人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は、当社と顧問契約を締結しているシティユーワ法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は同法律事務所の年間売上高の2%未満であります。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (ご参考)

### 【政策保有株式の縮減に関する方針】

政策保有株式の縮減は、資本効率の向上と資本コストを意識した企業価値経営を推進する上で、重要な経営課題と認識しております。当社では、本中期経営計画（2023年4月～2027年3月）の取り組みとして政策保有株式の縮減目標を定めており、当初30～50億円としていたものを70億円に変更しましたが、さらに120億円まで縮減額を拡大いたしました。売却によって得られた資金については、成長戦略投資の他、株主還元に配分してまいります。

なお、政策保有株式の保有等状況は次のとおりです。

#### <上場株式・非上場株式の保有状況>

	2021/3末実績	2022/3末実績	2023/3末実績	2024/3末実績	2025/3末実績
① 保有株式 帳簿価格（百万円）注1	16,654	18,412	17,088	23,161	22,348
上場株式銘柄数（銘柄）	27	26	24	18	18
上場株式（百万円）	15,897	17,639	16,463	22,757	21,944
② みなし保有株式（百万円）	1,817	1,981	1,866	2,134	2,351
③ 連結資本合計（百万円）	71,784	80,949	82,688	105,538	112,054
④ 連結資本合計比（%）（①+②）÷③	25.7	25.2	22.9	24.0	22.0
⑤ 上場株式売却銘柄数（銘柄）注2	4	1	4	6	1
⑥ 上場株式売却金額（百万円）	712	1	379	1,361	3,027

※上場株式については、各時点における株価を反映しております。

注1 保有株式帳簿価格には非上場株式も含まれます。

注2 上場株式売却銘柄数には、一部売却も含まれます。

【第1号議案および第2号議案が承認されたのちの経営体制(予定)】

氏名	専門性を発揮できる領域および経験							社外 独立性	指名報酬 諮問 委員会
	企業 経営	製造/ 技術/ 研究開発	財務 会計	人事 労務	法務	営業	情報 システム		
川崎 淳	●		●	●			●		●
高野 亨	●		●	●					●
福沢 義之	●	●							
取締役	鷹取 啓太	●					●		
	増田 暢也					●		●	●
	志村 直子					●			●
	田中 達也	●					●	●	●
	和田 篤也		●					●	●
監査役	吉川 孝	●	●		●				
	吉加 訓	●		●				●	
	北方 宏樹			●				●	

## 【独立社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員の独立性判断基準を次のとおり定めます。

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者でないこと。
3. 当社が主要株主である会社の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社および当社グループ会社の主要な取引先（直近事業年度における当社および当社グループ会社との取引の対価の受取額が、当社の連結売上高の2%超となる取引先。金融機関の場合は直近事業年度における当社および当社グループ会社の借入額が、当社の連結総資産の2%超となる取引先）またはその業務執行者でないこと。
5. 当社および当社グループ会社を主要な取引先（直近事業年度における当社および当社グループ会社との取引の対価の支払額が、当該取引先の単体売上高の2%超となる取引先）とする者またはその業務執行者でないこと。
6. 当社および当社グループ会社から多額（直近事業年度において、個人は1千万円以上の金額、法人・団体は当該法人・団体の単体売上高の2%超の金額）の報酬または寄付を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家または当該法人・団体に所属する者でないこと。
7. 当社および当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと。
8. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く市場環境は、国内外において米中貿易摩擦やロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫などの地政学的リスクの影響により依然として先行きが不透明な状況が続くなか、中国経済の減速、原材料価格の高騰や為替の変動などが経済活動に与える影響について留意する必要がありました。

このような環境の下で当社グループは、持続的な成長を目指すために「サステナビリティ経営の推進」、「事業領域の拡充とグループ収益力の強化」、「資本効率の向上と株主還元の拡充」を基本方針とした中期経営計画（2023年4月～2027年3月）を推進することで、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

事業部門別の取り組みは、次のとおりです。

水環境事業においては、上下水道設備や汚泥再生処理・バイオマス利活用設備などの水インフラの増設・更新需要の取り込みや、設備の維持管理業務、補修工事などの営業活動を展開してまいりました。また、脱炭素社会に貢献する創エネルギー事業、および水インフラを安定的に維持・運営していくために設備の建設と長期の維持管理業務が一体となったPFI(\*1)、DBO事業(\*2)や、包括O&M業務(\*3)、FIT(\*4)を活用した発電などの官民連携事業の受注拡大に取り組んでまいりました。

一方、産業事業においては、化学分野や化粧品・食品・医薬などのライフサイエンス分野向けプラント・単体機器や持続可能な社会の実現に貢献する二次電池製造関連設備などの産業インフラ関連設備および廃液・固形廃棄物処理などの環境関連設備の営業活動を推進してまいりました。

\* 1 : PFI (Private Finance Initiative)

施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み

\* 2 : DBO (Design Build Operate) 事業

事業会社に施設的设计 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式

\* 3 : 包括O&M業務

設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事や薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務

\* 4 : FIT (Feed-in Tariff)

再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度 (固定価格買取制度)

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

受注高は1,821億80百万円（前期比10.2%増）、売上高は1,392億35百万円（前期比12.1%増）と過去最高となりました。また、損益面につきましては、営業利益は89億15百万円（前期比31.8%増）、経常利益は102億54百万円（前期比31.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は66億69百万円（前期比149.3%増）となり、営業利益と経常利益が過去最高となりました。

当連結会計年度における事業部門別の業績は、次のとおりであります。

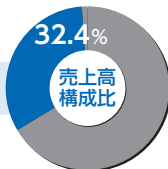


水環境事業は、水インフラ（機器・プラントの設計・建設）とライフサイクルビジネス（運転・メンテナンス・補修工事・サービス業務）により構成されております。

事業環境につきましては、国内の水インフラ関連投資は堅調に推移しております。また、複数年および包括O&M業務や設備建設と長期の維持管理業務を一体化したPFI、DBO事業などの発注は増加しております。一方で、原材料価格の高騰や為替の変動などが経済活動に与える影響について留意する必要性がありました。

このような状況の下で当社グループは、国内の上下水道および汚泥再生処理設備の増設・更新需要を取り込むため、下水処理場向け汚泥処理設備、浄水場向け排水処理設備、し尿処理設備などの営業活動を推進してまいりました。O&M業務においては補修工事および包括O&M業務の営業活動を展開してまいりました。また、脱炭素社会に貢献する技術開発および民間企業のノウハウを活用した官民連携事業の提案を推進してまいりました。その実績として、下水処理場向け次世代型汚泥焼却システム、浄水場向け排水処理設備、し尿処理設備などの受注を果たしました。また、メンテナンスなどのアフターサービス事業をより一層強化するために包括O&M業務や補修工事の営業活動を展開し、受注高を確保してまいりました。

その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は、1,369億23百万円（前期比10.5%増）、売上高は926億89百万円（前期比14.5%増）、営業利益は61億36百万円（前期比20.7%増）となりました。



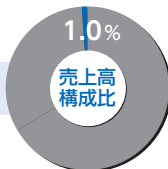
## 産業事業

産業事業は、産業インフラ（機器・プラントの設計・製造・建設）と環境（環境保全設備の設計・製造・建設、廃棄物処理事業）により構成されております。

事業環境につきましては、国内外において米中貿易摩擦やロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫などの地政学的リスクの影響により依然として先行きが不透明な状況が続くなか、中国経済の減速、原材料価格の高騰や為替の変動などが経済活動に与える影響について留意する必要性がありました。

このような状況の下で当社グループは、化学分野やライフサイエンス分野などの産業インフラの設備更新需要や脱炭素社会に貢献する二次電池製造関連設備の設備投資需要を取り込むために、国内外における各種プラント設備および晶析装置、乾燥機、分離機、ろ過機、ガスホルダ、攪拌機などの単体機器の営業活動を展開してまいりました。環境分野においては、国内外向けに廃液燃焼システム、固形廃棄物焼却設備、排ガス・排水処理設備や補修工事の営業活動を展開してまいりました。また、微粒子製造技術の競争力強化やアフターセールスの強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は439億19百万円（前期比9.8%増）、売上高は452億8百万円（前期比7.9%増）、営業利益は21億22百万円（前期比54.1%増）となりました。なお、受注高には、一部案件が受注取消となった影響を含んでおります。



## その他

その他事業は、主に不動産管理・賃貸に関する事業であり、その大半が市川工場跡地において三井不動産株式会社と共同で開発した物流施設の事業になります。

当連結会計年度における受注高は13億36百万円（前期比0.3%増）、売上高は13億36百万円（前期比0.3%増）、営業利益は6億80百万円（前期比120.6%増）となりました。



## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は15億67百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(月島ホールディングス株式会社)

IT関連投資 721百万円

(月島JFEアクアソリューション株式会社)

研究開発資産 150百万円

消化ガス発電設備 75百万円

(月島機械株式会社)

研究開発資産 76百万円

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はございません。なお、当社グループの資金調達の詳細につきましては後掲36頁の11.に記載の「主要な借入先」をご参照ください。

## 4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2021年度 第160期	2022年度 第161期	2023年度 第162期	2024年度 (当連結会計年度) 第163期	前期比 増減率
受注高	118,612	106,045	165,287	182,180	10.2%増
売上高	93,077	97,778	124,205	139,235	12.1%増
営業利益	5,692	5,004	6,765	8,915	31.8%増
経常利益	6,502	5,649	7,810	10,254	31.3%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,173	4,214	2,675	6,669	149.3%増
1株当たり当期純利益 (円)	186.42	96.16	62.38	154.97	148.4%増
総資産	153,574	146,462	208,014	192,248	7.6%減
純資産	80,949	82,688	105,538	112,054	6.2%増
1株当たり純資産額 (円)	1,805.90	1,892.18	2,040.89	2,159.30	5.8%増

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。  
3. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において信託銀行に設定した「月島ホールディングス従業員持株会専用信託」が所有する当社株式を含めております。  
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

## 5. 対処すべき課題

当社グループは、上下水道および汚泥再生処理・バイオマス利活用設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学分野やライフサイエンス分野、二次電池製造などに関連する産業インフラおよび廃液や固形廃棄物処理などの環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としております。

当社グループは、持続的な成長を目指すために、「サステナビリティ経営の推進」「事業領域の拡充とグループ収益力の強化」「資本効率の向上と株主還元の拡充」を基本方針とした中期経営計画（2023年4月～2027年3月）を推進することで、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

2026年3月期の数値目標については、連結売上高1,440億円、連結営業利益95億円、親会社株主に帰属する当期純利益75億円を目指してまいります。

当社グループの事業環境に関する今後の景況感につきましては、米国の関税政策、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫などの地政学的リスクの影響、および中国経済の減速、原材料価格の高騰や為替の変動などが経済活動に与える影響について留意する必要があります。

国内の上下水道分野は、水インフラ関連の投資は設備の老朽化対応のため更新需要は引き続き堅調に推移していくものと推測されますが、中長期的には人口減による市場規模の縮小、および競争の激化等により事業環境が厳しくなることが予想されております。このような事業環境に対応するため、事業基盤の安定化と規模の拡大に向けた取り組みとして2023年10月にJFEエンジニアリング株式会社との国内水エンジニアリング事業の統合を実施しており、引き続き持続的な成長に向けた施策に取り組んでまいります。

民間の設備投資については、注力しているリチウムイオン二次電池向けの機器・プラントの市況は、電気自動車市場が欧米の補助金の見直し等の影響により短期的には踊り場の状況ですが、中長期的には内燃機関から電気自動車へのシフトが進む方向性は変わらないと思われることから、新商品の開発・拡販および競争力の強化に取り組むことで脱炭素社会の構築に貢献してまいります。

また、事業ポートフォリオマネジメントを実行するための戦略投資として、DX推進およびM&A、アライアンスの具現化に取り組んでまいります。

## (1) サステナビリティ経営の推進

当社グループは、持株会社体制の移行に伴い、目指す方向性と存在意義を明確化するため、パーパスとして「環境技術で世界に貢献し未来を創る」を定義いたしました。また、従来の企業理念をグループ企業理念として再定義し、2030年に向けた長期ビジョン「豊かな生活・文化の創造に貢献し、快適でサステナブルな社会を実現する」を新たに制定いたしました。

当社グループは、様々な環境・社会問題の解決を通じステークホルダーの皆様とともに事業の持続的な成長を実現するため、サステナビリティ経営に取り組んでまいります。事業を通じた脱炭素社会への貢献については、最重要KPIとして脱炭素社会へ貢献する事業の売上高比率を水環境・産業事業ともに20%以上、脱炭素社会へ貢献する研究開発費の比率を30%以上と掲げております。当連結会計年度における売上高比率は水環境事業で39%、産業事業で48%、研究開発費は33%となりました。引き続き、気候変動などの環境課題の解決に取り組み、事業を通じて脱炭素社会へ貢献するため、カーボンニュートラルな資源である下水汚泥のエネルギー活用や、電気自動車などで利用されるリチウムイオン二次電池の材料を製造する設備の拡販を推進してまいります。

当社グループでは、月島ホールディングス代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会ならびにその下部組織である4つの分科会において、サステナビリティ経営に関連する各種施策の検討および推進に取り組んでおります。

2024年度の主要な実施事項は次のとおりです。

1. 社員向けエンゲージメント調査に基づく経営施策の実行：福利厚生 の充実、階層別研修の刷新、経営陣とのタウンホールミーティングの開催等
2. 温室効果ガス：2050年目標としてネットゼロを目指しており、削減に向けたゼロロードマップの策定、スコープ3の検証等
3. 人権尊重関連：人権デュー・ディリジェンスの実施および人権ハンドブックの策定等
4. DX関連：DX推進分科会の設置と基幹システム等の導入プロジェクトの立ち上げ

当社グループは、今後とも働きがいのある職場環境と制度の整備、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に取り組んでまいります。

## (2) 事業領域の拡充とグループ収益力の強化

水環境事業では、2023年10月にJFEエンジニアリング株式会社の国内水エンジニアリング事業を統合しました。両社の経営資源・ノウハウを集約させ、技術・サービスを高度化し、強固な事業基盤を構築することで、国内上下水道分野における強固な地位を確立し、リーディングカンパニーを目指してまいります。再生可能エネルギーを生み出す下水汚泥燃料化、消化ガス発電事業などの創エネルギー事業や、両社の技術を融合させた汚泥焼却炉の拡販などのシナジー創出に取り組んでまいります。近年、案件数が増加しているPFI、DBO事業や包括O&M業務などの官民連携事業については、JFEエンジニアリング株式会社との統合効果によりノウハウと実績を積み重ねることで対応力を強化してまいります。技術開発については、循環型社会の構築に貢献する下水からのリン回収技術やICT/AI活用技術に取り組んでおり、事業基盤および競争力の強化に努めてまいります。

産業事業では、リチウムイオン二次電池の性能を左右する正極材活物質の製造に不可欠な晶析などの微粒子製造技術の強化を図っており、「超微粒子晶析装置」のパイロット機による顧客のサンプル製造に協力することで機器の販売につながってまいります。産業インフラ分野では、業績が悪化した月島機械株式会社においては、再生計画を策定・推進しており、受注の回復および補修工事やスペアパーツなどのアフターサービスの強化による収益力向上に取り組んでおります。プライミクス株式会社においては、化粧品・食品・医薬向け等のライフサイエンス分野における高速攪拌機の受注が好調に推移しており、さらなる受注の拡大と収益力の向上に取り組んでまいります。環境分野では、月島環境エンジニアリング株式会社においては、廃棄物焼却設備などの受注が好調であり、子会社間の吸収合併も実施して産業事業における環境分野の運営効率化に取り組んでまいります。

両事業に共通する施策として、脱炭素社会に貢献する環境ビジネスや成長性が見込める官民連携事業など付加価値の高い領域を「重点領域」と定義して事業領域をシフトし、2027年3月期は売上高1,600億円、営業利益120億円を目指してまいります。水環境事業では、官民連携事業「ウォーターPPP(\*)」に類似する先進的な事例として「箱根地区水道事業包括委託事業(第3期)」を受託することで、事業領域を拡大いたしました。産業事業では、アンモニア関連技術の活用を推進しており、半導体工場におけるアンモニア排水処理案件を受注しました。引き続き、脱炭素社会に貢献するため、アンモニアなどの次世代エネルギー技術の開発・活用に取り組んでまいります。また、グループ横断の取り組みとして、事業戦略会議を設置し、成長戦略に関する議論を推進することで持続的な成長を目指してまいります。

\*ウォーターPPP：上水道、下水道、工業用水道分野における官民連携事業の推進のため、公共施設等運営事業（コンセッション方式）に加え、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として新たに位置付けられた「管理・更新一体マネジメント方式」を含めた事業

### (3) 資本効率の向上と株主還元の拡充

当社グループは、ROEとROICを経営指標に設定し、資本効率の向上と資本コストを意識した企業価値経営を推進してまいります。また、中期経営計画で策定したキャピタルアロケーションに基づいて、創出した営業キャッシュ・フローに加え政策保有株式の売却を実施し、通常の設定投資に加えデジタルトランスフォーメーション（DX）や人的資本などの戦略投資、株主還元に分配してまいります。M&Aなどの大規模投資には必要に応じて負債等による調達を活用し最適資本構成を目指します。なお、政策保有株式については本中期経営計画の期間内で連結純資産の20%以内とするために継続的な縮減に取り組んでおります。このたび、縮減をより一層加速させるべく、政策保有株式の売却金額目標を本中期経営計画期間中に70億円以上から120億円以上に変更いたしました。売却により生じた資金については、中長期的な企業価値向上に向け、M&Aなどの成長投資や株主還元最適配分してまいります。

株主還元につきましては、総還元性向50%以上、配当性向40%以上を目標としておりましたが、後掲29頁6.に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」のとおり、適宜株主還元方針の見直しを行っております。

機動的な自己株式の取得にも取り組んでおり、2024年12月3日に18億円を上限とする自己株式の取得（2025年1月9日～2026年1月8日）を決定しました。さらに2025年5月9日に新たに別枠として120億円を上限とする自己株式取得（2025年9月1日～2026年8月31日）を決定しました。

今後も収益力の強化と株主還元の充実を図ることで、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら、安定配当に努めることを利益配分の基本方針としております。

2023年4月からの中期経営計画期間（2023年4月～2027年3月）におきましては、策定したキャピタルアロケーションに基づいて、営業キャッシュ・フローと投資有価証券や不動産等の資産売却額を原資に、企業価値向上のための投資や株主還元を実施することとしております。

中期経営計画における株主還元の水準といたしましては、総還元性向50%以上、配当性向40%以上を目標としておりましたが、株主還元方針の見直しにより、2025年3月期の配当性向の目標を50%以上に拡充いたしました。2026年3月期からは、安定した配当を行う姿勢をより明確に示すため株主資本配当率（DOE）を新たに目標として追加することといたしました。変更後の株主還元方針は、「安定配当の水準は、株主資本配当率（DOE）3.5%を下限とし、総還元性向50%以上とする」といたします。

機動的な自己株式の取得については、前掲28頁5. (3)に記載の「資本効率の向上と株主還元の拡充」のとおりであり、引き続き安定的な配当の継続に努めるとともに、機動的な自己株式の取得にも取り組んでまいります。

なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。当事業年度の期末配当につきましては、2025年5月9日開催の取締役会において1株当たりの期末配当を52円と決定いたしました。これにより当事業年度の配当額は、中間配当金を含め1株当たり78円となります。2026年3月期の年間配当金につきましては、2円の増配に加えて、2025年8月に創業120周年を迎えることから株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、1株当たり2円の記念配当を実施することといたしました。これにより、1株当たり82円を予定しており、そのうち中間配当を42円（記念配当含む）、期末配当を40円とする予定です。

## 7. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島JFEアクアソリューション株式会社	5,000百万円	60.0%	上下水道施設の設計・調達・建設・製造・販売 および汚泥再生処理・バイオマス利活用設備の 設計・調達・建設・修繕
月島機械株式会社	450百万円	100.0%	産業向けの各種機器の設計・製造・据付・販 売、メンテナンスおよびプラント建設工事の設 計、建設
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装 置、機器の設計、製造、修理、販売
三進工業株式会社	50百万円	※100.0%	圧力容器、塔・槽類、熱交換器、鉄骨および一 般製缶物の製作、清掃施設工事、機械器具設置 工事等
プライミクス株式会社	80百万円	※100.0%	攪拌機、乳化機、分散機、混練機の設計・製 造・販売等
サンエコサーマル株式会社	91百万円	100.0%	一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理（焼却）、 太陽光発電
BOKELA有限会社	200千ユーロ	100.0%	各種ろ過機の設計、製造、修理、販売
テーエスケーエンジニアリング (タイランド) Co., Ltd.	20,000 千バーツ	49.0%	化学・樹脂・食品工業等におけるプラント建設 工事の設計、調達、製作・据付、メンテナンス
月島機械(北京)有限公司	15,995 千人民元	100.0%	各種機械設備の販売、調達(輸出入)、設計、据 付、試運転、部品販売を含むメンテナンス、技 術サービス
月島ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	大型図面・各種書類等の印刷・製本、事務所ビ ル・駐車場等の不動産管理・賃貸

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島ジェイテクノメンテサービス株式会社	180百万円	※60.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業薬品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
月島ジェイアクアサービス機器株式会社	30百万円	※60.0%	上水道処理機器の製造、販売、修繕
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※33.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用
尾張ウォーター&エナジー株式会社	50百万円	※36.0%	犬山浄水場はじめ2浄水場の排水処理および常用発電等施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
株式会社バイオコール京都鳥羽	20百万円	※60.0%	鳥羽水環境保全センターにおける下水汚泥固形燃料化施設の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用
横浜西谷ウォーターサービス株式会社	50百万円	※48.0%	西谷浄水場排水処理施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
市原バイオサイクル株式会社	65百万円	※48.0%	松ヶ島終末処理場における下水汚泥固形燃料化施設の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用
小山水処理センター株式会社	50百万円	※48.0%	小山水処理センターにおける汚泥処理、固形燃料化、消化ガス発電設備の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用
株式会社bay eggs	30百万円	※42.0%	横浜市北部汚泥資源化センターにおける消化ガス発電設備の整備、運営・維持管理
株式会社横浜Bay Link	100百万円	※30.6%	北部汚泥資源化センターにおける燃料化設備・焼却設備・改良土設備の整備、運営・維持管理、下水汚泥燃料・改良土の有効利用
箱根水道パートナーズ株式会社	50百万円	※30.0%	箱根地区における浄水施設、配水池、配管等の管理・修繕・更新、取水から給水栓までの上水供給、料金徴収



会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社豊橋バイオウィル	100百万円	※36.0%	中島処理場における下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみを原料とする複合バイオマスエネルギー化施設の整備、運営・維持管理
株式会社長岡バイオキューブ	30百万円	※45.6%	生ごみを原料とするバイオマスエネルギー化施設の整備、運営・維持管理
アクアペックスおやま株式会社	50百万円	※48.0%	小山広域クリーンセンターにおけるし尿処理施設の整備、運営・維持管理
アクアペックスさかい株式会社	20百万円	※60.0%	さかいクリーンセンターにおけるし尿処理施設の整備、運営・維持管理
グリーンサイクルパワーいわき株式会社	90百万円	※45.0%	いわき市中部浄化センター等における汚泥処理、固形燃料化設備の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用、消化ガス発電事業

(注) 1. ※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。なお、水環境事業に属する各子会社の議決権比率については、当社の月島JFEアクアソリューション株式会社に対する出資比率(60%)に応じて按分した比率を表示しております。

2. テーエスケーエンジニアリング(タイランド) Co., Ltd.については、当社による議決権比率は100分の50以下ではありませんが、実質的に支配しているため、子会社としております。
3. 当連結会計年度より、重要性が増した小山エナジーサイクル株式会社、グリーンサイクルパワーいわき株式会社を連結の範囲に含めております。
4. 2024年10月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である月島環境エンジニアリング株式会社を存続会社、当社の連結子会社である大同ケミカルエンジニアリング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
5. 2024年10月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である月島ジェイテクノメンテサービス株式会社を存続会社、当社の連結子会社である武蔵野環境整備株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

## 8. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社41社および関連会社15社で構成され、上下水道および汚泥再生処理・バイオマス利活用設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学分野や二次電池製造などに関連する産業インフラ設備および廃液や固形廃棄物処理などの環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
水環境事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 浄水場、下水処理場、汚泥再生処理・バイオマス利活用向けプラントなどの設計・建設</li><li>2) 前項1) に使用される脱水機、乾燥機、焼却炉など各種単体機器の設計・販売</li><li>3) 前項1) のプラントに関連するPFI、DBO、下水処理場における消化ガス発電事業、関連するサービス業務などの官民連携事業</li><li>4) 前項1) のプラント・機器の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務</li></ol>
産業事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 化学分野および二次電池製造関連設備、廃液・固形廃棄物処理などのプラントの設計・建設・補修工事</li><li>2) 上記プラントに使用される晶析装置、ろ過機、遠心分離機、乾燥機、ガスホルダ、酸回収装置、攪拌機等の各種単体機器の設計・製造・販売</li><li>3) 一般・産業廃棄物処理事業</li></ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 物流施設・事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸</li><li>2) 大型図面・各種書類等の印刷・製本</li></ol>

## 9. 主要な事業所および工場 (2025年3月31日現在)

会社名	拠 点	所在地
月島ホールディングス株式会社	本社	東京都中央区
	R & Dセンター	千葉県八千代市
月島JFEアクアソリューション株式会社	本社	東京都中央区
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、東京都中央区、横浜市、名古屋市、大阪市中央区、広島市、福岡市、浦添市
	技術拠点	川崎市
月島機械株式会社	駐在員事務所	ハノイ (ベトナム)
	本社	東京都中央区
	工場	北海道室蘭市
月島環境エンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
	工場	北海道室蘭市
三進工業株式会社	駐在員事務所	ジャカルタ (インドネシア)、ムンバイ (インド)、カールスルーエ (ドイツ)
プライミクス株式会社	本社・事業所	東京都中央区、大阪市北区
サンエコサーマル株式会社	本社・工場	神奈川県川崎市
BOKELA有限会社	本社・工場	兵庫県淡路市
テーエスケーエンジニアリング (タイランド)Co., Ltd.	本社	栃木県鹿沼市
月島機械(北京)有限公司	本社	カールスルーエ (ドイツ)
月島ビジネスサポート株式会社	本社	バンコク (タイ)
月島ジェイテクノメンテサービス株式会社	本社	北京 (中華人民共和国)
	本社	東京都中央区
	支社	東京都江東区、大阪市中央区
月島ジェイテクノメンテサービス株式会社	支店・営業所	滝川市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、岡山市、福岡市
	工場	秋田県大館市
月島ジェイアクアサービス機器株式会社	本社・工場	静岡県掛川市
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町
尾張ウォーター&エナジー株式会社	本社	愛知県名古屋市

会社名	拠 点	所在地
株式会社バイオコール京都鳥羽	本社	京都府京都市
横浜西谷ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県横浜市
市原バイオサイクル株式会社	本社	千葉県市原市
小山エナジーサイクル株式会社	本社	栃木県小山市
株式会社bay eggs	本社	神奈川県横浜市
株式会社横浜Bay Link	本社	神奈川県横浜市
箱根水道パートナーズ株式会社	本社	神奈川県横浜市
株式会社豊橋バイオウィル	本社	愛知県豊橋市
株式会社長岡バイオキューブ	本社	新潟県長岡市
アクアペックスおやま株式会社	本社	栃木県小山市
アクアペックスさかい株式会社	本社	福井県坂井市
グリーンサイクルパワーいわき株式会社	本社	福島県いわき市

## 10. 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

### (1) 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減数
水環境事業	2,543名	20名減
産業事業	850名	10名増
その他	7名	一名
全社 (共通)	110名	3名増
合 計	3,510名	7名減

(注) 使用人数は、就業人員であります。

## (2) 当社の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
110名	3名増	44.6歳	14.3年

(注) 使用人数は、就業人員であります。

## 11. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社百五銀行	3,602百万円
株式会社埼玉りそな銀行	2,319百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,243百万円
株式会社横浜銀行	2,028百万円
株式会社みずほ銀行	1,899百万円
豊橋信用金庫	909百万円

- (注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。  
2. 当社グループの借入金は、主に買収資金、運転資金および設備資金としての借入金とPFI事業のためのプロジェクトファイナンスでの借入金であります。

## 12. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 180,000,000株
2. 発行済株式の総数 44,125,800株
3. 株主数 8,021名
4. 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,016	9.23
株式会社日本製鋼所	2,476	5.69
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,431	5.58
野村 絢	2,119	4.87
月島ホールディングス従業員持株会	1,973	4.53
東京センチュリー株式会社	1,757	4.03
月島ホールディングス取引先持株会	1,148	2.64
株式会社三菱UFJ銀行	944	2.17
東洋電機製造株式会社	880	2.02
応用地質株式会社	872	2.00

(注) 持株比率は自己株式616,474株を控除して計算しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、後掲38頁6.(1)に記載の「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」のとおりであり、また、会社役員への交付状況は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	24,967株	3名

## 6. その他株式に関する重要な事項

### (1) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2024年6月25日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2024年7月19日に処分いたしました。

- |                  |  |         |         |
|------------------|--|---------|---------|
| ① 処分期日：          | 2024年7月19日   |         |         |
| ② 処分する株式の種類および数： | 当社普通株式   | 89,736株 |         |
| ③ 処分価格：          | 1株につき  | 1,441円  |         |
| ④ 処分総額：          | 129百万円   |         |         |
| ⑤ 処分先およびその人数     | 当社の取締役（社外取締役を除く）   | 3名      | 24,967株 |
| ならびに処分株式の数：      | 当社の執行役員  | 6名      | 4,785株  |
|                  | 当社子会社の取締役の一部   | 27名     | 59,984株 |
| ⑥ 譲渡制限期間：        | 2024年7月19日～2054年7月18日  |         |         |
| ⑦ その他：           | その他譲渡制限付株式報酬の内容は、後掲44頁「 <a href="#">4</a> 会社役員に関する事項」の5.（6）に記載の「非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。 |         |         |

### (2) 信託型従業員持株インセンティブ・プランの再導入

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本インセンティブ・プラン」といいます。）を2023年1月26日に再導入いたしました。

本インセンティブ・プランは、当社が信託銀行に「月島ホールディングス従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、設定後3年間にわたり「月島ホールディングス従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式をあらかじめ取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却するものであり、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行っております。

当事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式数は411,400株であり、前掲37頁4.に記載の「大株主の状況」における自己株式に含めておりません。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田和彦	
代表取締役社長 (社長執行役員)	川崎 淳	
取締役副社長 (副社長執行役員)	高野 亨	最高財務責任者 (CFO)
取締役	福沢 義之	月島機械株式会社 代表取締役社長社長執行役員
取締役	鷹取 啓太	月島JFEアクアソリューション株式会社 代表取締役社長社長執行役員
取締役	間塚 道義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役
取締役	勝山 憲夫	
取締役	増田 暢也	弁護士 (増田法律事務所代表)
取締役	志村 直子	弁護士 (西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー) 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻非常勤講師 ネクセラファーマ株式会社社外取締役
常勤監査役	吉加 訓	
常勤監査役	尾内 正道	公認会計士 (尾内公認会計士事務所代表)、税理士
監査役	塚野 英博	日本電信電話株式会社研究開発担当役員 日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンター長 NTTインベティブデバイス株式会社代表取締役社長 電気興業株式会社社外取締役 共立ホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役間塚道義、勝山憲夫、増田暢也および志村直子の4氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役吉加訓、尾内正道および塚野英博の3氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役吉加訓氏は新日本製鐵株式会社 (現日本製鉄株式会社) の堺製鐵所総務部経理・業務室長を務め、また、監査役塚野英博氏は富士通株式会社の代表取締役副社長CFOを歴任するなど、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役尾内正道氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識を有するものであります。  
 4. 社外取締役間塚道義、勝山憲夫、増田暢也の3氏および社外監査役の全員は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 5. 当事業年度中において、取締役・監査役の構成に異動はございません。



## 2. 責任限定契約の内容と概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## 3. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

### (2) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## 4. 当事業年度後の代表取締役の異動ならびに取締役の地位・担当の異動（2025年4月1日付）

氏名	異動後	異動前
山田 和彦	取締役	代表取締役会長
高野 亨	代表取締役副社長副社長執行役員	取締役副社長副社長執行役員

## 5. 取締役および監査役の報酬等の額

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）について、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会において原案を審議した上で取締役会の決議により定めております。

その概要としましては、当社の取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、業績の向上および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位・職責および業績への貢献度合いに応じた適正な水準とすることを基本方針として、社外取締役を除く取締役の報酬については、役位に応じた固定報酬および譲渡制限付株式報酬のほか、中期経営計画を目標とした業績およびその達成度合いを勘案して決定される業績連動報酬から構成されるものとし、監督機能を担う社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみとするものであります。

取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を踏まえて設定しております。

取締役の個人別の報酬等の額および報酬等の構成割合の決定について、取締役会は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、代表取締役会長に委任しております。代表取締役会長による個人別の報酬等の額の決定に当たっては、決定方針との整合性や公正性を確保するため、指名報酬諮問委員会における審議を受けるものとしております。指名報酬諮問委員会においては、役位に応じた固定報酬および譲渡制限付株式報酬の額、および連結営業利益と連結当期純利益を指標とする業績連動報酬の額ならびに個人別評価の妥当性を検証し、最終的な個人別の報酬等の額および報酬等の構成割合を代表取締役会長に答申し、代表取締役会長は指名報酬諮問委員会による答申を最大限尊重することとしております。取締役会は、最終決定の内容が、決定方針に沿うものであると判断しており、判断を行うに際しては指名報酬諮問委員会より審議の概要について報告を受けた上で、取締役報酬の額について決定することとしております。なお、監査役は、独立性の観点から固定報酬のみとし、各監査役の職務内容に応じて、監査役の協議により決定しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第149回定時株主総会において年額4億4,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。また、2022年6月24日開催の第160回定時株主総会において、取締役の金銭報酬額（社外取締役の報酬額も含む。）は年額4億4,000万円以内と変更せず、社外取締役の金銭報酬枠を、年額3,000万円以内から年額7,000万円以内に改定する旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）です。

さらに、当該報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第157回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を付与対象者として、株式報酬の額を年額8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式数の上限を年93,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、2023年6月27日開催の第161回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

## (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役の個人別の報酬額の決定について、取締役会から委任を受けた代表取締役会長山田和彦が決定しております。なお、代表取締役会長による個人別の報酬等の額の決定に当たっては指名報酬諮問委員会による審議を経て、指名報酬諮問委員会による答申を最大限尊重することで、決定方針との整合性や公正性を確保する体制を整えております。かかる権限を委任した理由は、当社の経営を俯瞰できる立場にある代表取締役会長が、個人別の業績目標の達成状況や各施策の実行状況等について最も適切に評価できるものと判断したためであります。

#### (4) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬		株式報酬	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役	313	213	64	35	9
(うち、社外取締役)	(52)	(52)	(-)	(-)	(4)
監査役	62	62	-	-	3
(うち、社外監査役)	(62)	(62)	(-)	(-)	(3)
合 計	375 (115)	275 (115)	64 (-)	35 (-)	12 (7)

#### (5) 業績連動報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬は、中期経営計画を目標とした業績およびその達成度合いを勘案して決定されます。具体的には、当該年度の連結営業利益および連結当期純利益の計画値を基準としつつ、前事業年度の計画達成度合いを勘案して算出された額に対し、業績貢献度合いを勘案した上で、月例報酬として支給しております。

目標となる業績指標には、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、2023年2月の取締役会において、従来の連結営業利益に加えて、連結当期純利益も追加することに変更いたしました。その理由は、当社グループ全体の本業の利益水準を示す連結営業利益に加えて、最終損益でありROE等に直結する連結当期純利益を採用することが、総合的に企業価値向上につながるものと判断したことによるものであります。

当事業年度を含む連結営業利益および連結当期純利益の推移は、前掲24頁「**1** 企業集団の現況に関する事項」の4.に記載の「財産および損益の状況の推移」をご参照ください。

## (6) 非金銭報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く当社取締役に対して非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を支給しております。

譲渡制限付株式は、毎年、定時株主総会閉会后一定の時期に、役位に応じて支給される金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払込まれることにより支給されます。譲渡制限期間は、3年間から30年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間とし、譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他正当な理由がある場合を除き、当社は割り当てた株式を無償で取得いたします。なお、退任につき上記の正当な理由がある場合は、譲渡制限を解除する株式の数および解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、当該譲渡制限の解除の直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない株式については、当社が無償で取得いたします。

当該株式報酬の交付状況は、前掲37頁 **【2】**会社の株式に関する事項」の5.に記載の「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」をご参照ください。

## 6. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	間塚道義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役
	増田暢也	弁護士（増田法律事務所代表）
	志村直子	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー） 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻非常勤講師 ネクセラファーマ株式会社社外取締役
監査役	尾内正道	公認会計士（尾内公認会計士事務所代表）、税理士
	塚野英博	日本電信電話株式会社研究開発担当役員 日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンタ長 NTTイノベティブデバイス株式会社代表取締役社長 電気興業株式会社社外取締役 共立ホールディングス株式会社社外取締役

(注) 当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	間塚道義	社外取締役である同氏には、企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べるとともに、同委員会を指揮・運営しております。
社外取締役	勝山憲夫	社外取締役である同氏には、企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	増 田 暢 也	社外取締役である同氏には、高度の法律知識、組織運営全般に関する経験、知見からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、長年にわたる法曹界での豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外取締役	志 村 直 子	社外取締役である同氏には、企業法務に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、企業法務に精通された弁護士として培われた経験、知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外監査役	吉 加 訓	当事業年度に開催された取締役会13回、および監査役会9回すべてに出席し、業務執行の監査、および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見ならびに財務、および会計に関する専門的な見地から、当社グループの意思決定の相当性を確保する提言を行っております。
社外監査役	尾 内 正 道	当事業年度に開催された取締役会13回、および監査役会9回すべてに出席し、業務執行の監査、および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、公認会計士、および税理士として専門的な見地から、当社グループの意思決定の相当性を確保する提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。
社外監査役	塚 野 英 博	当事業年度に開催された取締役会13回、および監査役会9回すべてに出席し、業務執行の監査、および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見ならびに財務、および会計に関する専門的な見地から、当社グループの意思決定の相当性を確保する提言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

井上監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

30百万円

#### (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額は合計金額で記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、一部の特別目的会社（SPC）および海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の会計監査人から監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である株式の売出しに係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っています。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- (注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>111,716</b>
現金及び預金	30,561
受取手形	101
電子記録債権	2,278
売掛金	43,947
契約資産	26,120
商品及び製品	181
仕掛品	3,236
原材料及び貯蔵品	1,057
その他	4,518
貸倒引当金	△287
<b>固定資産</b>	<b>80,531</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>44,526</b>
建物及び構築物	22,203
機械装置及び運搬具	12,744
土地	7,856
リース資産	1,122
建設仮勘定	49
その他	549
<b>無形固定資産</b>	<b>6,409</b>
のれん	2,496
顧客関連資産	2,883
その他	1,029
<b>投資その他の資産</b>	<b>29,596</b>
投資有価証券	24,363
長期貸付金	101
繰延税金資産	2,494
退職給付に係る資産	114
その他	2,811
貸倒引当金	△290
<b>資産合計</b>	<b>192,248</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>48,126</b>
支払手形及び買掛金	16,954
電子記録債務	3,932
短期借入金	50
1年内返済予定の長期借入金	3,702
リース債務	271
未払法人税等	1,809
契約負債	8,705
賞与引当金	3,618
完成工事補償引当金	898
工事損失引当金	841
株式報酬引当金	82
その他	7,259
<b>固定負債</b>	<b>32,066</b>
社債	5,000
長期借入金	11,912
リース債務	713
繰延税金負債	6,866
役員退職慰労引当金	218
退職給付に係る負債	4,226
資産除去債務	1,076
その他	2,051
<b>負債合計</b>	<b>80,193</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>82,101</b>
資本金	6,646
資本剰余金	6,055
利益剰余金	70,445
自己株式	△1,047
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,960</b>
その他有価証券評価差額金	9,732
繰延ヘッジ損益	△1
為替換算調整勘定	500
退職給付に係る調整累計額	728
<b>非支配株主持分</b>	<b>18,993</b>
<b>純資産合計</b>	<b>112,054</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>192,248</b>

## 連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		139,235
売上原価		110,384
売上総利益		28,851
販売費及び一般管理費		19,935
営業利益		8,915
営業外収益		
受取利息	222	
受取配当金	842	
持分法による投資利益	110	
貸倒引当金戻入額	243	
その他	219	1,638
営業外費用		
支払利息	157	
支払保証料	38	
為替差損	17	
その他	86	299
経常利益		10,254
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	2,005	2,013
特別損失		
固定資産除売却損	104	
減損損失	101	
投資有価証券評価損	82	288
税金等調整前当期純利益		11,979
法人税、住民税及び事業税	3,187	
法人税等調整額	305	3,493
当期純利益		8,486
非支配株主に帰属する当期純利益		1,817
親会社株主に帰属する当期純利益		6,669

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位: 百万円)

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度
	( 自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日 )	( 自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日 )
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,632	18,463
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,768	1,434
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,443	△20,473
現金及び現金同等物に係る換算差額	348	346
現金及び現金同等物の増減額	△609	△227
現金及び現金同等物の期首残高	22,998	27,601
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,922	91
吸収分割に伴う現金及び現金同等物の増加額	3,289	—
現金及び現金同等物の期末残高	27,601	27,465

### ○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、184億63百万円となりました（前連結会計年度は56億32百万円の支出）。これは主に、仕入債務の減少71億19百万円などの資金の減少要因があった一方、税金等調整前当期純利益の計上119億79百万円および売上債権及び契約資産の減少168億88百万円などの資金の増加要因があったことによるものです。

### ○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果得られた資金は、14億34百万円となりました（前連結会計年度は27億68百万円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出7億53百万円などの資金の減少要因があった一方、投資有価証券の売却による収入30億75百万円などの資金の増加要因があったことによるものです。

### ○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は、204億73百万円となりました（前連結会計年度は74億43百万円の獲得）。これは主に、短期借入金の返済による支出140億円および長期借入金の返済による支出41億37百万円、配当金の支払いによる支出20億52百万円などの資金の減少要因があったことによるものです。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,524</b>
現金及び預金	15,801
売掛金	0
未収入金	339
短期貸付金	860
預け金	8,496
その他	27
貸倒引当金	△2
<b>固定資産</b>	<b>77,671</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>21,407</b>
建物	14,774
構築物	488
機械及び装置	252
車両運搬具	0
工具器具備品	178
土地	5,129
リース資産	584
<b>無形固定資産</b>	<b>822</b>
ソフトウェア	768
その他	53
<b>投資その他の資産</b>	<b>55,442</b>
投資有価証券	22,348
関係会社株式	22,071
関係会社出資金	135
長期貸付金	10,615
前払年金費用	11
その他	345
貸倒引当金	△83
<b>資産合計</b>	<b>103,196</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>17,230</b>
電子記録債務	5
1年内返済予定の長期借入金	2,436
リース債務	154
未払金	886
未払費用	40
未払法人税等	593
預り金	12,891
賞与引当金	126
株式報酬引当金	9
その他	86
<b>固定負債</b>	<b>14,169</b>
社債	5,000
長期借入金	1,279
リース債務	488
繰延税金負債	5,451
退職給付引当金	211
その他	1,738
<b>負債合計</b>	<b>31,400</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>62,076</b>
<b>資本金</b>	<b>6,646</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>5,485</b>
資本準備金	5,485
<b>利益剰余金</b>	<b>50,991</b>
利益準備金	1,026
その他利益剰余金	49,964
固定資産圧縮積立金	4,195
繰越利益剰余金	45,769
<b>自己株式</b>	<b>△1,047</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>9,719</b>
その他有価証券評価差額金	9,719
<b>純資産合計</b>	<b>71,796</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>103,196</b>

## 損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		
経営指導料	869	
業務受託料	3,019	
関係会社受取配当金	1,392	
不動産賃貸収入	1,993	<b>7,274</b>
<b>営業費用</b>		
不動産賃貸費用	1,238	
一般管理費	3,984	<b>5,222</b>
<b>営業利益</b>		<b>2,051</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	143	
受取配当金	679	
その他	18	<b>841</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	87	
その他	20	<b>108</b>
<b>経常利益</b>		<b>2,785</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	2,003	<b>2,003</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除売却損	0	<b>0</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,788</b>
法人税、住民税及び事業税	804	
法人税等調整額	225	<b>1,030</b>
<b>当期純利益</b>		<b>3,758</b>

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

月島ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 平松 正己  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 映男  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 光  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、月島ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

月島ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 平松 正己  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 映男  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 光  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、月島ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第163期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

月島ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 吉 加 訓 ㊟

常勤監査役 尾 内 正 道 ㊟

監 査 役 塚 野 英 博 ㊟

(注) 常勤監査役 吉加 訓、常勤監査役 尾内正道、監査役 塚野英博は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株 主 メ モ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月に開催いたします。
- 基準日 定時株主総会 3月31日  
期末配当金受領株主確定日 3月31日  
中間配当金受領株主確定日 9月30日
- 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社  
特別口座 口座管理機関
- 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 公告方法 電子公告 <https://www.tsk-g.co.jp>  
(ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)
- 単元株式数 100株
- 株主優待制度 (1) 毎年3月末日の株主名簿において、1,000株以上ご所有の株主様に対し、10月中旬に新米(新潟魚沼産こしひかり) 4kgを送付いたします。  
(2) (1)の株主様を除き、4月以降に当社株式を新規もしくは追加でご取得され、9月末日の株主名簿において合計して1,000株以上のご所有になられた株主様に対し、11月初旬に新米(新潟魚沼産こしひかり) 4kgを送付いたします。  
(3) 毎年3月末日の株主名簿において、3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様(※)に対し、上記(1)に新米(新潟魚沼産こしひかり) 2kgを追加いたします。  
※「3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様」とは、3月末日の株主名簿において、同一株主番号で3年以上継続して記録されている株主様(同一の株主番号で1,000株以上を、9月末日、3月末日の株主名簿に7回以上継続して記録されている株主様)といたします。
- ホームページアドレス <https://www.tsk-g.co.jp>  
(IR情報では詳細な財務情報および決算短信を掲載しております。)

# 株主総会会場ご案内図



日比谷三井カンファレンス  
ROOM1+2  
日比谷三井タワー 8階  
(東京ミッドタウン日比谷内)



〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー 8階

日比谷三井カンファレンス ROOM1+2

電話：03-5157-1201

## ■ アクセス

東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線 日比谷駅 (地下道経由でA11出口直結)

東京メトロ有楽町線 有楽町駅 (日比谷方面改札口を出て地下道経由、徒歩約4分でA11出口直結)

\* A11出口を出て、日比谷三井タワー (東京ミッドタウン日比谷内) 入口よりお入りください。

J R 山手線・京浜東北線 有楽町駅 (日比谷口を出て日比谷方面へ徒歩約8分)

\* お車での来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

\* 車イスでのご来場をご希望の方は (当日係の者がご案内しますので) 6月20日(金)までに  
下記ウェブサイトからお申込みください。

<https://www.tsk-g.co.jp/inquiry/>

\* オフィス用エレベーターで受付階 (9階) に上がっていただき、  
9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、  
あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。